

「富山県膠原病の会」会則

(名称)

第1条 本会は、富山県膠原病の会（以下「本会」）という。

(所在地)

第2条 本会の事務局を、代表者宅に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、入会手続きを経た膠原病患者及びその家族とする。
会員の資格は、会費（年会費）の納入をもって取得する。

(目的)

第4条 本会は、膠原病患者が明るい療養生活を送れるように、会員相互の親睦を深めながら膠原病に関する正しい知識を高めるとともに、社会福祉制度をうまく活用できるよう支援することを目的とする。

(活動)

第5条 本会はこの会の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換や親睦を図ると共に他都道府県の患者会とも交流を図る。
2. 療養生活の向上を図るため、学習会や研修会を開催する。
3. その他、本会の目的に必要なとする事業を行う。
4. 本会の活動期間は、4月1日から翌3月31日までとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

・代表1名・副代表1名・監事1名・会計1名・連絡係若干名・顧問若干名
必要に応じて、各役員に補佐を置き、円滑な活動を進める。

(役員を選出)

第7条 役員は会員の中から互選によって選出する。

(役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、本会の目的達成のために会務を総括する。
他の役員は、代表とともに総会等の企画、運営に携わる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会費)

第10条 年会費は1,000円とする。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(禁止事項)

第12条 本会は、正しい知識を高めることを目的としており、たとえ療養に関わることであっても、会内において特定の物品や、斡旋、宗教の勧誘等を禁じる。

(会則の変更)

第13条 本会則の変更は、総会によって決定する。

付則1. 本会則、平成22年3月をもって発効します。平成22年3月27日制定

付則2. 平成29年5月27日改定

付則3. 令和6年3月30日改定(名称の変更)